

社会福祉法人恵愛会

ケアサポートセンター筑波園居宅介護支援事業所

運 営 規 程

平成 1 1 年 1 1 月	1 日	一部施行
平成 1 2 年 4 月	1 日	全部施行
平成 1 4 年 7 月	1 日	改 正
平成 1 5 年 4 月	1 日	改 正
平成 1 7 年 1 0 月	1 日	改 正
平成 1 9 年 2 月	1 日	改 正
平成 2 4 年 4 月	1 日	改 正
平成 2 7 年 7 月	1 日	改 正
平成 2 9 年 1 0 月	1 日	改 正
平成 3 0 年 4 月	1 日	改 正
令和 3 年 4 月	1 日	改 正
令和 6 年 9 月	1 日	改 正
令和 7 年 1 月	1 日	改 正

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵愛会（以下「当法人」という。）が開設する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「本事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員（以下「専門員」という。）が、要介護及び要支援状態になった高齢者に対して、介護保険法に基づいた適正な介護支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所は、被保険者が要介護状態等となった場合、可能なかぎり居宅において、その者が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して支援を行うものとする。

2 事業所は、被保険者が要介護認定等にかかる申請を行う場合、その者の意志を尊重して必要な協力及び支援を行うものとする。

3 事業所は、要介護等の選択により、その者の心身状況や置かれている環境等に応じ、適切な保健医療サービス及び福祉サービス、施設等の多様なサービス事業者と連携しつつ、総合的かつ効果的に介護計画を提供するように努めるものとする。

4 事業所は、関係市町村から介護保険訪問調査の委託を受けた場合は、公平かつ中立の立場で適正な調査を行うものとする。

5 事業所は、要介護者等の意志及び人格を尊重し、常に要介護者等の立場に立ち、要介護者に提供されるサービスの種類が特定の事業者に不当に偏ることのないよう努めるものとする。

6 事業所は、事業の運営に当たっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの連携に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業を行う事業所の名称は、「ケアサポートセンター筑波園居宅介護支援事業所」と称し、所在地は、茨城県つくば市北条1180-2とする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者兼主任介護支援専門員 兼務1名

事業所を代表し、業務を総括するとともに第6条の業務にあたる。

(2) 介護支援専門員 専従1名 第6条の業務にあたる。

介護支援専門員1人当たりの担当利用者数は原則45名未満とする。

ただし、運営上又他の利用者に支障がない場合には、担当利用者数を超過して第6条に定める業務を行うことができる。

(3) 事務員 適当数 主に会計事務にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 毎週月曜日から金曜日までとする。

ただし、12月30日から1月3日までの年末年始を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、営業時間外でも電話などにより24時間連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援事業の提供方法及び内容)

第6条 本事業の提供方法は次のとおりとする。

(1) 事業所内に相談室を設け、利用者からの日常生活全般に関する相談にあたる。

(2) 相談受付簿、相談記録簿等を備え保存する。

(3) 利用者の状況把握を行うにあたり使用するアセスメント・介護サービス計画書の様式は「居宅サービス計画ガイドライン」とする。

(4) サービス担当者との連携・調整を図るための会議は事業所内の会議室等において開催する。

(5) 事業所は、指定居宅サービス事業所によるサービス提供が開始された後、介護支援専門員を月1回以上必要の都度訪問させて、サービスの実施状況、効果等の把握に努める。

2 要介護認定者等の更新申請は、現在の要介護認定等の有効期間が終了する1ヶ月前からできるように必要な支援を行う。

3 事業所は、要介護認定者の居宅サービス計画の作成を要介護認定者と家族の意思を尊重して、医療保健サービス、福祉サービス等の多様なサービスをサービス事業者と連携し、総合的かつ効果的な介護計画を作成し、要介護認定者の承認を得て、サービス提供の手続きを行う。

4 事業所は、正当な理由が無い場合は、業務の提供を拒否できないものとする。

5 事業所は、事業所に対する苦情を処理するために講ずる措置の概要を明らかにし事業所内にその手続等を掲示する。

(通常の事業実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、つくば市とする。

(利用料、その他の費用の額)

第8条 申請支援については利用者からの費用負担を受けないものとする。

2 居宅サービス計画作成費については、厚生大臣の定める基準によるものとし、当該費用が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの費用負担を受けないものとする。

3 前条の地域以外からの利用申込みがあったときは、あらかじめ、利用者の同意を得てから交通費の実費を受け取ることができる。なお、自動車を使用した場合の交通費

は、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道１キロメートル当たり１００円とし、支払いを受けたときは、必ず領収書を交付するものとする。

（法定代理受領サービスに係る報告）

第９条 事業所は、毎月関係市町村に対し、居宅サービス計画に関する実施状況を書類により報告するものとする。

（秘密保持）

第１０条 事業所の職員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮し、業務上知り得た秘密は漏らしてはならない。また、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を職員の雇用契約の条件とする。

（職員研修）

第１１条 事業所は、職員の資質向上を図るため、次のとおり研修機会を設ける。

- （１）採用時研修は採用後１ヶ月以内に３日間
- （２）継続研修は年間２日間

（安全管理体制等）

第１２条 管理者は事故発生の防止と発生時の適切な対応を推進するため、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者はこれらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- （１）事故防止安全対策委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
- （２）事故防止安全対策委員会は、事故発生防止のための指針（マニュアル）の整備、事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制の整備、職員に対する研修の企画・実施等を行う。
- （３）職員に対し定期的に、事故発生防止及び発生時の対応に関する研修を実施する。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１３条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- （１）身体的拘束適正化及び虐待防止に関する委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
- （２）身体的拘束適正化及び虐待防止に関する委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討を行う。
- （３）職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

（その他運営に関する重要事項）

第14条 事業所の会計は、他の会計と区別し、毎年4月1日から翌年3月31日を会計期間とする。

2 本事業に関する書類は、完結した日から5年間保存しなければならない。

3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要な事項については、事業所の管理者が当法人と協議して定めるものとする。

付則 この運営規程は令和7年1月1日から施行する。